

令和3年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて400万円未満（世帯収入約540万円未満に相当）※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ その他、お住いの市区町村が定める要件を満たす世帯

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費。仲介手数料

新居への引越費用

- ③ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり上限30万円です。

本事業をご利用された方の声

結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和2年9月とりまとめ）から、

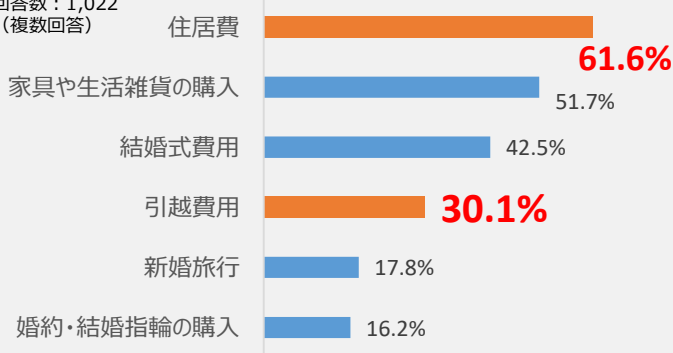
- ① 約6割の方が住居費に不安を感じている
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。



結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和2年9月）

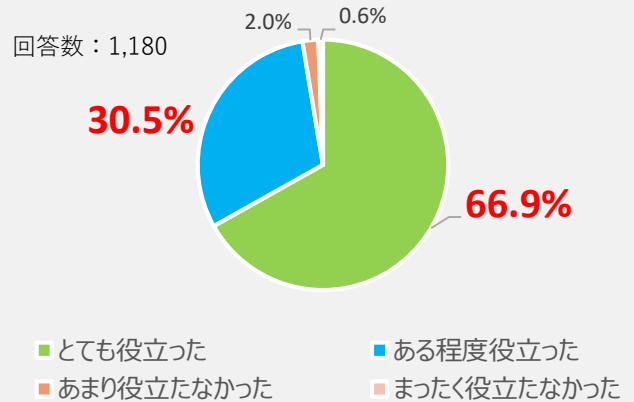
① 経済的不安は何を思い浮かべるか

回答数：1,022
(複数回答)



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

回答数：1,180



【自由記載欄より】

県外からやってきた身なので、地域に応援されている感じが心強かったです。



・子どもがいない世帯にも支援があってとても素晴らしいと思いました。
・引越して掛かったお金を出産費用に充てることができました。

申請方法について

市町村によって事業名称や対象世帯、補助上限額等の内容が異なる場合がありますので、詳細は市町村に直接お問い合わせください。



内閣府
Cabinet Office